

記者発表資料
令和3年10月27日

所 属	大垣市総務部行政管理課
担 当	課長：安田、主幹：加藤
連 絡 先	電話：0584-47-8295

行政手続等における押印の見直し状況について

行政手続の簡素化や業務の効率化を促進するとともに、市民の利便性の向上を図るため、本年5月に「行政手続等における押印の見直し方針」を定め、行政手続における押印の見直しに取り組んできた。

その結果、9月1日現在、押印を必要とする1,852手続のうち、国民健康保険異動届や各種補助金交付申請書など1,377手続、74.4%の押印を廃止するとともに、207手続の押印必要条件を緩和し、約9割（85.5%）に当たる1,584手続の押印を見直した。

1 押印の状況

区 分	手続数	割合
市民、事業者、団体から提出される申請、届出、申込等	2,212	100.0%
押印を必要とするもの	1,852	83.7%
(1)国の法令等に基づくもの	269	14.5%
(2)県の条例等に基づくもの	67	3.6%
(3)市の条例、規則等に基づくもの（市独自の押印）	1,516	81.9%

※契約書、請求書などの契約・会計（支払い）関係手続を除く。

2 廃止及び見直しの状況（令和3年9月1日現在）

区 分	廃止 (A)	見直し (B)	継続 (C)	合計 (D)	廃止率 (A)/(D)	廃止+見直し率 ((A)+(B))/(D)
(1)国の法令等	220	23	26	269	81.8%	90.3%
(2)県の条例等	43	2	22	67	64.2%	67.2%
(3)市の条例、規則等	1,114	182	220	1,516	73.5%	85.5%
① 補 助 金	536	45	36	617	86.9%	94.2%
② 申 請	270	73	111	454	59.5%	75.6%
③ 届 出	180	37	28	245	73.5%	88.6%
④ 申 込	4	3	0	7	57.1%	100.0%
⑤ そ の 他	124	24	45	193	64.2%	76.7%
合 計	1,377	207	※268	1,852	74.4%	85.5%

※一部見直し検討中を含む。

3 具体的な内容

(1) 廃止

① 重複した本人確認手段の整理

- ・ 自署と押印や、本人確認書類添付と押印など、重複していた本人確認条件を見直した。

② 本人確認基準を明確化

- ・ 市と継続的な関係にある団体への補助金関係手続及び団体の事業計画書や会員名簿等の添付など、本人確認基準を明確化した。

③ 新たな本人確認方法を設定

- ・ オンライン手続きや本人しか知り得ない市からの通知番号等の記載など、新たな本人確認方法を設けた。

④ 本人確認が不要と判断

- ・ 他の手続と同時に行う手続など、厳格な本人確認は不要と判断した。

(2) 見直し

署名と記名押印や代表者の署名と代表者印のいずれかなど、選択制にすることで一部押印の必要条件を緩和する。

(3) 継続

① 厳密な本人確認の必要がある手続

- ・ 実印、登録印を求めている手続 など

② 書類提出者以外の第三者が作成する書面

- ・ 委任状、承諾書、同意書等

③ 本人確認手段としての選択肢に押印を残す手続

- ・ 押印を廃止することで手続が煩雑になるもの